

津市いじめ防止基本方針（案）の概要

策定の経緯	
平成 2 4 年 7 月	大津市のいじめ自殺事案
平成 2 5 年 2 月	教育再生実行会議第 1 次提言 「社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」
平成 2 5 年 9 月	いじめ防止対策推進法 施行
1 0 月	文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」発表
平成 2 6 年 1 月	三重県「三重県いじめ防止基本方針」発表

津市のこれまでの動き	
平成 2 5 年 1 2 月	文部科学省調査官による小中学校への説明会開催 各小中学校へ今年度中の基本方針策定準備を指示
平成 2 6 年 1 月	第 1 回津市いじめ防止基本方針検討委員会
平成 2 6 年 2 月	第 2 回津市いじめ防止基本方針検討委員会 学識経験者、心理の専門家、P T A、関係団体の代表、人権課、 こども総合支援室、教育委員会事務局内各課より、広く意見を聴取

1 いじめ問題についての基本的な考え方
いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条） 一定の人間関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
津市のいじめについての基本的な考え方 (1) いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為 (2) いじめられている児童生徒を徹底して守る (3) いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得るもの (4) いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要 (5) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触 (6) いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、社会総がかりで取り組むべき問題

2 津市のいじめの防止等の取組	
(1) 津市いじめ防止基本方針の策定 (2) 津市いじめ問題対策連絡協議会の設置 (3) 教育委員会の附属機関の設置 (4) 再調査機関の設置 (5) 相談窓口の設置 (6) いじめの防止等のための措置	
3 学校のいじめの防止等の取組	4 保護者・地域の役割
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (4) 小中一貫教育によるいじめの防止等の推進	(1) 保護者の役割 (2) 地域の役割 (3) 学校・保護者・地域の連携推進
5 重大事態への対処	
重大事態の発生 (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき (2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき ↓ 発生 の 報告（学校→市教委→市長） ○調査（学校、市教委の附属機関） ○調査結果を市長へ報告 ⇒ ○市長は、必要があると認めるときは、市長部局に設置する機関等で再調査を実施 ○再調査結果を議会に報告	
別添	今後のスケジュール
(1) 学校いじめ防止基本方針（例） (2) 学校におけるいじめ防止等に係る措置のポイント	○ 2 月～ 3 月 議会等の意見を踏まえ、修正 ○ 3 月 津市いじめ防止基本方針策定 ○ 4 月 各学校のいじめ防止基本方針策定

津市いじめ防止基本方針（案）

平成26年〇月〇〇日

津 市

津市いじめ防止基本方針 目次

はじめに	1
1 いじめ問題についての基本的な考え方	1
(1) いじめ防止対策推進法について	
(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念	
(3) いじめの定義	
(4) いじめの理解	
(5) 津市のいじめについての基本的な考え方	
2 津市のいじめの防止等の取組	3
(1) 津市いじめ防止基本方針の策定	
(2) 津市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(3) 教育委員会の附属機関の設置	
(4) 再調査機関の設置	
(5) 相談窓口の設置	
(6) いじめの防止等のための措置	
3 学校のいじめの防止等の取組	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
(4) 小中一貫教育によるいじめの防止等の推進	
4 保護者・地域の役割	7
(1) 保護者の役割	
(2) 地域の役割	
(3) 学校・保護者・地域の連携推進	
5 重大事態への対処	8
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態発生時の報告	
(3) 重大事態への調査	
別添 1 学校いじめ防止基本方針（例）	10
別添 2 学校におけるいじめの防止等に関する措置のポイント	11

津市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで学校、家庭、地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「三重県いじめ防止基本方針」等をもとに、「津市いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題についての基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法について

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。これまでも学校において様々な取組が行われてきたが、未だ、いじめを背景とした重大な事案が全国で発生している。

そこで、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとともに、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等の客観的な事実確認を行うことも重要である。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品をたかられる
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- キ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(5) 津市のいじめについての基本的な考え方

- ア いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- イ いじめられている児童生徒を徹底して守り通す。
- ウ いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- エ いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- オ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- カ いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、社会総がかりで取り組むべき問題である。

2 津市のいじめの防止等の取組

(1) 津市いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、国や県の基本方針を参酌し、津市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、津市いじめ防止基本方針を策定する。

本方針は、いじめの防止等への対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示すものである。

なお、本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて見直しを行う。

(2) 津市いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、津市のいじめ問題対策のネットワークを構築し、それぞれの取組についての情報交換を行うため、法の趣旨を踏まえ、条例を設置根拠とした「津市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。本協議会では、津市のいじめ問題対策が地域の実情に合った実効性の高い取組となっているかどうかの点検、見直し等も行う。

構成は、津市小中校長会、津市幼稚園長会、津市小中教頭会、津市 PTA 連合会、三重県教職員組合津支部、津市人権・同和教育研究協議会、津市教育委員会、中勢児童相談所、津警察署、津南警察署、津地方法務局、人権擁護委員会の各代表及び学識経験者等とする。

(3) 教育委員会の附属機関の設置

津市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策を実効的に行うため、津市教育委員会に条例を設置根拠とする附属機関を設置する。この附属機関は、弁護士、心理や福祉の専門家、学識経験者等の専門的な知識及び経験を有する者による公平性・中立性が確保される附属機関とし、以下のことを行う。

ア 津市教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等の有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。

イ 津市の学校のいじめ事案について、必要に応じて第三者機関として問題の解決を図る。

ウ 津市の学校における重大事態に係る調査を津市教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行う。

(4) 再調査機関の設置

上記(3)ウによる重大事態に係る調査結果の報告を受け、津市長は重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。再調査は、津市教育委員会に置くものとは別に市長部局に設置

する附属機関において行う。この再調査機関は、専門的な知識又は経験を有する第三者等で構成する公平性・中立性の高いものとする。

(5) 相談窓口の設置

いじめに関する通報及び相談を受け付けるため、津市教育委員会では、次の相談機関を整備する。

ア 津市青少年センター

(ア) 電話・面接相談（電話 2 2 8－4 6 5 5）

(イ) メール相談（ tsu-seishonen@zc.ztv.ne.jp ）

イ 津市教育研究所

(ア) 所内教育相談（電話 2 2 3－4 3 8 0）

(イ) 久居教育相談室（電話 2 5 4－0 6 6 0）

(6) 津市におけるいじめの防止等のための措置

ア 津市教育委員会による学校支援

津市教育委員会は、学校とともに、いじめ問題に関わる当事者であることを強く認識し、責任を持っていじめ問題に取り組む。

(ア) 学校や教職員からの経過報告や相談を受けるとともに事案の重大性や学校の意向等を考慮しながら、三重県教育委員会との連携のもと、スクールカウンセラーの活用等の支援策を検討し、いじめの未然防止、早期解消を図る。

(イ) 教育研究支援課生徒指導担当を中心に生徒指導出前講座等の研修を企画する。また、校内研修会等に指導主事を派遣することで、教職員のいじめ問題に対する対応力を向上させるとともに、学校の組織的な生徒指導を推進する。

(ウ) 津市小学校生徒指導協議会、津市中学校生徒指導協議会の場を活用して、情報交換等を行い、いじめの問題に対する対応や未然防止の取組について研修を深める。

(エ) 学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの未然防止、早期発見を図る。また、三重県のネット啓発講座等を活用し、保護者のインターネット上のいじめに対する理解等を深める

(オ) 各学校において、学期に 1 回以上のアンケート調査に加え教育相談等を実施するなどして、いじめの実態把握に取り組む。

イ 関係機関との連携

(ア) 三重県のいじめ防止月間の取組に合わせ、学校や保護者、地域への啓発を行う。

(イ) 各相談窓口との連携を図り、相談体制の充実を図る。

(ウ) 必要に応じて警察等関係機関との連携を図り、情報共有し、問題解決に努める。

3 学校のいじめの防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は国や三重県の基本方針、「津市いじめ防止基本方針」を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組をおこなうかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定めるものとする。策定にあたっては、次のことに留意する。

ア より実効性の高い取組を実施するため、点検し、必要に応じて見直しを行う。

イ 策定する段階から、保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針とすることが、取組を円滑に進めていく上で有効である。

ウ 学校基本方針については、学校のホームページなどで地域にも公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条で、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを規定された。

ア 想定される具体的な役割

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(エ) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を、学校が組織的に実施するための中核としての役割

イ 組織を設置する上での留意点

(ア) 各学校の「生徒指導部会」「生徒指導委員会」等の既存の組織を活用することは、法の趣旨に反しない。組織の名称は、「いじめ対策委員会」などが考えられるが、各学校の判断による。

(イ) 個々のいじめ事案によって、関係の深い教職員を構成員に追加したり、心理に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー等を招いたりするなど、柔軟な組織とすることが有効である。

(ウ) 外部専門家の助言を得つつ機動的に運用ができるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者のみの会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

ウ 組織を運営する上での留意点

- (ア) いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員はささいな兆候や懸念であっても、児童生徒からの訴えを全て報告・相談する。集められた情報は個別に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。
- (イ) 特定の教員が抱え込まない仕組みづくりを行うとともに、学校基本方針の取組状況やいじめ事案への対処などについて検証を行う。
- (ウ) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査を学校が行う場合は、津市教育委員会と協働しながら、この組織を母体としつつ適切な専門家を加えるなどの対応を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、いじめに向かわせないための取組を全教職員が計画的に行うことが必要である。

いじめの防止の基本は、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや互いを大切にできる仲間づくり、学校づくりを行うことである。

イ 早期発見

いじめは大人が気付きにくく、いじめであると判断しにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても、疑いを持って早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する姿勢が重要である。

日頃から見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報共有できる組織にしていくことが大切である。

なお、いじめ防止対策推進法第16条では、いじめを早期に発見するために「在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。」と定められ、学校に定期的な調査等を義務づけている。

ウ いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害を受けた児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害側の児童生徒を指導する。全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(4) 小中一貫教育によるいじめの防止等の推進

津市の小中一貫教育は、中学校区でめざす子ども像を設定し、その実現に向け9年間を見通した教育内容、指導方法を小中学校教職員が共通理解したうえで、

保護者、地域の協力のもと実施する教育である。

各中学校区では、いじめや差別を許さない仲間づくりを核にした人権教育カリキュラム開発を9年間を見通して行うとともに、小学校間および小中学校間での確実な情報共有、小中が協働できる生徒指導の体制づくりを行う。

また、小中合同の研修会、事例検討会などを実施し教員の力量を高めていく。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ともとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、そのためには、学校や保護者だけでなく、自治会、事業所、市民活動団体等、様々な地域住民が、地域ぐるみで地域の子どもの育てるという意識を持つことが大切である。各地域において、互いの人権を尊重することを当たり前のように自然に感じ、考え、行動することが根付き、大人も子どもも安心して住めるまちづくりを進めていくことで、いじめを許さない大人の姿を子どもに示していく。また、いじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行う。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学級通信や学年通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。

また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民もまきこんで、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進することが必要である。

本市においても、いじめ問題への理解を深めるための広報啓発活動を行うことで、学校・家庭・保護者の連携推進を図るとともに、相談機関等の周知も積極的に行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処し速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとする規定されている。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ウ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じて津市長へ事態発生について報告する。

(3) 重大事態への調査

ア 調査の趣旨及び調査主体

- (ア) 法28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- (イ) 津市教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体、組織、方法等を判断する。
- (ウ) 学校が調査主体となる場合であっても、津市教育委員会は学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

イ 調査を行う組織

- (ア) 津市教育委員会に設置された附属機関が行う。
- (イ) 重大事態により、津市こども総合支援室、中勢児童相談所、津警察署、津南警察署、津市青少年育成市民会議等の必要な関係機関や組織に調査への協力要請を行う。

ウ 調査結果の提供及び報告

- (ア) 津市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- (イ) 情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮することとは必要であるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- (ウ) 調査結果については、津市長に報告する。
- (エ) 調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、当該児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、津市長へ報告する。

エ 再調査

- (ア) 津市長は、上記ウの報告に係る重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長部局に設置する附属機関において、再調査を行う。
- (イ) 津市長及び津市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、津市長は再調査の結果を議会に報告する。

学校いじめ防止基本方針（例）

- 1 いじめに対する基本的な考え方
 - ・ いじめの定義 ・ いじめの態様 ・ いじめの理解
 - ・ 学校としてのいじめ問題についての考え方 等
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・ 組織の名称（既存の組織の活用も法の趣旨に反しない）
 - ・ 組織の構成（組織図等があればわかりやすい）
 - ・ 組織の役割（取組や計画の作成・実行・検証・修正の中核となること）
- 3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組
 - ・ いじめの防止
 - いじめを許さない雰囲気醸成
 - 社会性やコミュニケーション能力の育成
 - 自己有用感や自己肯定感の育成
 - 児童生徒自らがいじめについて学ぶような自主的な取組 等
 - ・ 早期発見
 - 定期的な児童生徒へのアンケート調査や教育相談の実施
 - 日常的な生活ノート（連絡帳）、家庭訪問等の取組
 - 教職員のチェックリスト等の作成や情報共有体制整備
 - 児童生徒や保護者が相談しやすい環境整備 等
 - ・ いじめに対する措置
 - いじめられた児童生徒、知らせた児童生徒の安全確保
 - 担任ひとりが抱え込まない情報共有体制、組織対応体制の確立
 - 保護者との連携、教育委員会への報告や関係機関との連携
 - ・ いじめ対応等に関する教職員の資質向上
- 4 重大事態への対処
 - ・ 重大事態とは ・ 発生時の対応
- 5 保護者、地域等との連携
 - ・ 保護者の役割 ・ 地域の役割
 - ・ 学校・保護者・地域が一体となった取組

学校基本方針の策定にあたっての留意事項

学校基本方針で取り上げる内容や構成については、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「津市いじめ防止基本方針」を参考にして、学校独自のものを策定するが、下記の点についても留意する。

- 1 保護者、地域にも公開することを前提に、わかりやすい表記にころがけ、保護者、地域等の安心感、信頼感につながるものとなるように配慮する。
- 2 いじめ防止対策推進法に盛り込まれている内容について、明記する。
 - ・ いじめの防止等の対策のための組織（法第22条）
 - ・ 早期に発見するための在籍児童等に対する定期的な調査その他必要な措置（法第16条）
 - ・ 重大事態への対処（法第28条）等

学校におけるいじめの防止等に関する措置のポイント

1 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

イ 児童生徒に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

(例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等)

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童生徒の人間関係を把握して一人一人が認められるような集団作りを進めていくことが求められる。

イ ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育成

ア 子どもたちが、日常の様々な場面で、自分も他の人も大切にされているという実感が持てるように努める。

イ 全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。

ウ 自己肯定感を高められるよう、人との関わりの中で、自分の長所も短所も自身で認め、自分が好きと思えるような体験を重ねられるような機会などを積極的に設ける。

(5) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

ア 相手の思いを考える力や命の尊さを学ぶ人権学習の取組を充実させる。

イ 学級活動や児童会・生徒会活動など自主的実践的な活動を通して、児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

ウ その際、全ての児童生徒が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹する。

2 早期発見

(1) いじめの実態を把握するための取組

- ア 日常的な児童生徒への目配りや生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。
 - イ 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む
 - ウ 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- (2) 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童生徒の情報交換ができるようにする。
 - (3) 地域の通学路見守り隊のボランティアや自治会、民生委員・児童委員等からも、いじめに関する情報が入る協力関係を築く。

3 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することも必要である。

イ 発見・通報を受けた教職員は、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

(2) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童生徒の安全を確保する。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

(3) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

(5) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し協力を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

4 その他留意事項

(1) 組織的な指導体制

学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報共有し、組織的に対応することが必要であり、対応について全教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継ぎ情報提供できる体制をとる。

(2) 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を積極的に行い、全教職員の共通理解を図る。

(3) 校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価等

学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(5) 家庭や地域との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

津市いじめ防止基本方針(ダイジェスト版)

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめについての基本的な考え方

- ① いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめられている児童生徒を徹底して守り通す。
- ③ いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ④ いじめの認知件数が増えることが問題ではなく、積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、社会総がかりで取り組むべき問題である。

